

2022年11月28日

豊田聖霊幼稚園

保護者 様

季節性インフルエンザ治癒証明書の取扱いについて(通知)

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただきありがとうございます。

さて、この冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が予想されています。そのため、外来医療のひっ迫を考慮し、季節性インフルエンザの治癒証明の取扱いについて下記の通りに変更します。

記

1 季節性インフルエンザの治癒証明は不要とします。

期間：令和4年12月1日～当面の間

2 出席停止期間について

園児がインフルエンザの診断を受けた場合、園への連絡をお願いします。

その場合、以下の内容を園に伝え出席停止期間の確認をしてください。

- (1) 医療機関から出席停止期間の指導がある場合  
出席停止期間は、医療機関の指導の期日とします。
- (2) 医療機関の指導がない場合  
発症日（症状が始まった日）を伝えてください。  
園と出席停止期間を確認してください。

※出席停止期間の基準；発症した後5日、かつ解熱した後3日を経過するまで

経過	発症日	発症1日	発症2日	発症3日	発症4日	発症5日	発症6日	発症7日	発症8日
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	解熱後4日	登園可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可	
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可

※ 解熱とは、平熱に戻った時です。

3 季節性インフルエンザ以外の疾患で、治癒証明が必要となる疾患の取扱いについて

- ① 豊田加茂医師会員の医療機関に受診する場合  
医療機関が作成した治癒証明書を園に提出してください。
- ② 豊田加茂医師会会員以外の医療機関を受診する場合  
必須ではありませんが、医療機関が発行可能であれば園から治癒証明書の様式を受け取ってください。